

# Y s ダンススクール 入会申込書 兼 同意書

入会日 2022年 月 日

- ご利用にあたっては、Y s ダンススクール(以後、教室)が定めた下記ルールを守っていただきます。
- 紛失・盗難・怪我・事故は重大な過失が教室側にある場合を除き、利用者の自己責任といたします。
- 利用者の故意・過失による器物損壊につきましては、修復にかかる修理代を負担していただきます。
- 利用者に向けたお知らせは一斉メールにて送信しますので、ご利用中は教室からのメールを確認できる状態を保ってください。
- 入会金は礼金として入会と同時に消費されます。但し入会から6ヵ月以内にクラスが終了し利用できなくなった場合には返金します。
- 月謝は1ヶ月前払い制です。金銭の直接的な授受はしていませんので、前月末日までに当月分をお振込ください。
- 月謝制は受講回数に関係なく費用は一律です。月に1度も利用がなかった場合でも費用は満額かかります。
- 休会は月/2000円とし前月末日までに教室に申告することを条件とします。回数に制限は設けません。
- 退会いただく際は当月月末までに申告してください。無断や月が変わってからの申告は通常通り月謝費を徴収させていただきます。
- レッスンは月4回です。5週目がある月も4回で調整します。また、レッスンで使用した音源の提供はしていません。
- スタジオの入室・退室時間は原則レッスンの15分前(後)とさせていただきます。
- レッスン前後の時間で自主練習を可能としますが、練習内容は教室で指導したものに限定させていただきます。
- 素材が床に付着するシューズの使用はできません。講師から注意を受けた場合は新しいシューズをご用意いただきます。
- 話し声などレッスンの妨げとなる方の入室は、たとえご家族であっても制限させていただきます。
- 問題のある利用者には1度口頭かメールで注意を行い、改善が見られない場合は強制的に退会できるものとします。下記はその具体例です。
  - ・教室、講師への迷惑行為や業務妨害・費用の滞納・過度なご要望など、今後の付き合いが重荷に感じた際。
  - ・他の利用者と何かしらトラブルが発生し、教室が仲介に入っても関係に改善が見られなかった際。
  - ・この用紙に書かれている利用上のルールが守れておらず、教室側がそれを問題と判断した際。
  - ・受講姿勢の悪化や利用上のモラルが欠如していると教室側が判断した際。等

## コロナに関する方針

- グループでレッスンをおこなう以上感染のリスクを受け入れられる方がご利用ください。
- コロナが理由であっても休会費は通常通り発生し、コロナ情勢悪化により月の途中から受講を取りやめるような場合も費用の返金はおこないません。  
※教室側がレッスンの中止を決めた場合はその期間中の費用を返金します。
- マスク着用や備え付け消毒液での消毒は任意とします。また日ごろから健康的な生活を心がけ、体調が優れない日は受講をお控えください。
- 感染防止対策で利用者側のご意見は原則的にお控えいただきます。教室側のコロナ対応に納得できないことがあればご利用を終了してください。

## 肖像権使用への同意

ご利用期間中のレッスン風景をはじめ、イベント出演時やパフォーマンス動画撮影など、映像の肖像権・使用権利を教室側に譲渡いただきます。具体的に、教室のホームページやブログ、担当講師が管理しているSNSやユーチューブチャンネルに画像や動画を公開することがありますので、肖像権使用をご同意いただいた上で受講を開始してください。  
ご利用期間中の肖像権使用はご退会後も有効とし、教室の運営・業務、また講師がインストラクター活動をする上で必要となる範囲内で使用させていただきます。

上記の内容に同意します。

|       |   |                   |  |
|-------|---|-------------------|--|
| ふりがな  |   |                   |  |
| 入会者氏名 |   |                   |  |
| TEL   |   | 18歳未満の場合<br>保護者氏名 |  |
| 住所    | 〒 |                   |  |

入会日はこの用紙を提出いただく日付をご記入ください。